

令和3年度「ひょうご子ども・若者応援団」  
災害復興支援特別助成事業実施要領

(事業目的)

第1条 この要領は、自然災害等により災害救助法適用を受けた地域等で被災した青少年（以下「被災青少年」という。）への支援活動を行う青少年育成団体等の活動を援助することを目的として、公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）が実施する令和3年度「ひょうご子ども・若者応援団」災害復興支援特別助成事業（以下「特別助成事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(対象事業者)

第2条 特別助成事業の対象は、青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体・グループであって、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であるとともに、定款又は規約等の中に、青少年の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること。
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体等として独立した経理を行っていること。
- (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、**県内**で1年以上活動していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) **暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。**
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、青少年本部理事長（以下「理事長」という。）は、特別助成事業の趣旨に合致し、理事長が特に必要と認めるものについては、対象事業者とすることができる。

(対象事業)

第3条 特別助成事業の対象は、兵庫県内又は被災地で行われる次に掲げる直接被災青少年に対する支援のための事業とする。

- (1) 被災青少年の心身の健康の回復・増進に関わる事業
- (2) 被災青少年と県内青少年との交流に関わる事業
- (3) その他、理事長が必要と認める事業

(対象外事業)

第4条 次のいずれかの事業については、この要領に基づく特別助成事業の対象から除外する。

- (1) 国、県、市町から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助、委託を目的とした事業
- (3) 義援金募集、救援物資の購入・送付を行う事業

(事業の対象となる経費及び事業期間)

第5条 特別助成事業における助成額、対象経費及び対象事業の期間は、次のとおりとする。

- (1) 助成額「定額」 1件当たり15万円を限度とする。
- (2) 対象経費 謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他特に事業の執行に必要と認められる経費
- (3) 対象事業の期間 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)まで

(事業申請)

第6条 助成を受けて事業を実施しようとする団体・グループは、特別助成事業申請書(様式第1号)及び理事長が定める添付書類を概ね事業実施の1か月前までに理事長に提出しなければならない。ただし、同一年度内に連続して助成の申請をすることはできない。

(事業決定)

第7条 理事長は、前条の規定により特別助成事業の申請があった場合、先着順に申請内容を審査の上、適当と認められる事業については、助成を決定し、特別助成事業決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の遂行、事業の取り消し)

第8条 特別助成事業を行う団体・グループ(以下「助成団体」という。)は、事業決定の内容に従い、善良な管理者の責任をもって事業を行わなければならない。

2 理事長は、助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を特別助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 事業の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 特別助成事業に関して、偽りその他不正行為を行ったとき。

(事業の変更、中止又は廃止)

第9条 助成団体は、第1号に掲げる変更を行おうとするときは、特別助成決定内容変更承認申請書(様式第3号)を、第2号に掲げる中止又は廃止を行おうとするときは、特別助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容に変更(軽微な変更を除く)が生じたとき。
- (2) 助成事業を中止又は廃止するとき。

2 理事長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を特別助成事業変更承認通知書(様式第5号)又は、特別助成事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成団体は、特別助成事業を完了したときは、その完了した日から30日以内、又は令和4年4月20日(水)のいずれか早い日以内に、特別助成事業実績報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定、支払)

第11条 理事長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査し、特別助成事業決定の内容に適合すると認めるときは、助成金額を確定し、特別助成金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 理事長は、確定した助成金額が、交付決定額と同額であるときは前項の規定による通知を省略することができる。

3 理事長は、助成金額の確定後、助成団体から提出される特別助成事業助成金請求書(様式第9号)により助成金を交付する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。